

宮崎県結核対策費補助金交付要綱

昭 和 4 5 年 1 0 月 3 0 日
令和 7 年 3 月 1 9 日最終改正
福祉保健部薬務感染症対策課

(趣旨)

第 1 条 県は、結核の予防を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第 1 項の規定に基づき予算で定めるところにより、当該事業主、学校又は施設の設置者（以下「事業主等」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第 2 条 前条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件等)

第 3 条 第 1 条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 第 1 条の事業を実施する主体構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(申請書に添付すべき書類)

第 4 条 規則第 3 条第 1 号の事業計画書の様式は別記様式第 1 号、同条第 2 号の収支予算書の様式は別記様式第 2 号によるものとする。

2 規則第 3 条第 4 号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明又は納税義務がないことの証明）（原則として申請を行う日から 3 か月以内のもの。県その他所属に提出している場合は、写しでも可。）
- (2) 第 3 条第 2 号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第 3 号）
- (3) 第 3 条第 3 号に係る誓約書（別記様式第 4 号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第5条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業（第1条の補助金の交付対象となる事業をいう。）の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書きの規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、事業計画書における補助対象経費(選定額)の20%以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第8条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 変更交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 区分別支出明細書（別記様式第5号）

2 前項の事業完了の日は、補助金の交付決定のあった年度内において法第53条の2第1項に規定する定期の健康診断の対象者の増減が生じるおそれがある場合にあっては、当該年度の末日とすることができる。

(書類の提出部数等)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式及びその提出期限は、規則及びこの要綱に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(書類の経由機関)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に書類を提出する場合は、所轄の保健所長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和49年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年1月24日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、昭和61年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月5日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成6年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年11月25日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成8年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年12月13日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年12月21日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成16年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成17年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月17日から施行し、この要綱による改正後の結核対策費補助金交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年11月21日から施行し、平成19年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年10月17日から施行し、平成23年度の予算に係る結核対策費補助金から適

用する。

附 則

この要綱は、平成26年11月25日から施行し、平成26年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月13日から施行し、平成28年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る宮崎県結核対策費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県結核対策費補助金から適用する。

別表（第 2 条関係）

補助対象経費		補助基準 単価(円)	補助率
法第60条第 1 項に掲げる定期の 健康診断に要する下記費用		—	—
医療 機関等 実施分	1. 間接撮影	835	事業主等が定期の健康診断の実施のために支弁した費用の額から、その年度におけるその実施に関する収入の額を控除した額と、左記の基準により算定された額のうち、いずれか低い額の 3 分の 2
	2. 直接撮影	2, 420	
	3. デジタル撮影	1, 540	
	4. 喀痰検査	1, 232	